

令和8年度 第1回倉吉市あらゆる差別をなくする審議会 次第

日 時：令和8年7月22日（水）

13時30分から

場 所：倉吉市役所第2庁舎 303 会議室

～ 日 程 ～

1 開会

2 あいさつ

3 審議事項

- （1）第6次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画の振り返りについて
- （2）倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例について（諮問）

4 その他

5 閉会

<資料>

【資料1】第6次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画評価表（総括）

（別冊資料）第6次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画

（別冊資料）第7次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画

【資料2】倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例の改正について（素案）

倉吉市あらゆる差別をなくする審議会委員名簿

敬称略（R8. 7. 22現在）

No.	区分	氏名	所属団体	任 期
1	学識経験者 （3人）	（会長） 河崎 紀子	上井地区同和教育研究会	R7. 4. 1～R9. 3. 31
2		（副会長） 渡邊 太	鳥取短期大学	R7. 4. 1～R9. 3. 31
3		尾崎 真理子	鳥取県人権文化センター	R7. 4. 1～R9. 3. 31
4	民間団体の 代表（13人）	中尾 美千代	部落解放同盟倉吉市協議会	R7. 4. 1～R9. 3. 31
5		寺谷 康之	倉吉市自治公民館連合会	R8. 1. 29～R9. 3. 31
6		笠原 宣幸	倉吉市社会福祉協議会	R7. 4. 1～R9. 3. 31
7		長田 美穂	倉吉市小学校校長会	R7. 4. 1～R9. 3. 31
8		小原 弘行	倉吉市中学校校長会	R7. 4. 1～R9. 3. 31
9		福永 幸男	倉吉市身体障害者福祉協会	R7. 4. 1～R9. 3. 31
10		筏津 充代	倉吉男女共同参画推進会議	R7. 4. 1～R9. 3. 31
11		中野 義貴	倉吉市民生児童委員連合協議会	R8. 1. 1～R9. 3. 31
12		笠原 紀人	倉吉市人権啓発企業連絡会	R7. 4. 1～R9. 3. 31
13		岩間 隆二	倉吉市人権教育研究会	R7. 4. 1～R9. 3. 31
14		米田 美奈子	倉吉人権擁護委員協議会	R7. 4. 1～R9. 3. 31
15		金本 伸子	倉吉市保育園長会	R8. 4. 1～R9. 3. 31
16		松本 直子	公益財団法人 鳥取県国際交流財団	R7. 4. 1～R9. 3. 31

倉吉市あらゆる差別をなくする審議会条例

昭和 57 年 6 月 1 日条例第 19 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、倉吉市あらゆる差別をなくする審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための重要事項について、必要な調査及び審議を行う。

2 審議会は、差別事象の分析その他の部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするために必要と認められる事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 民間団体の代表者

3 審議会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱されたときの要件を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(幹事)

第 7 条 審議会に幹事若干人を置き、市の職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、審議会の業務を処理する。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、市民生活部において処理する。

(規則への委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年 6 月 17 日条例第 20 号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 この条例施行の際、この条例による改正前の倉吉市同和対策審議会条例（昭和57年倉吉市条例第19号）第3条第2項の規定により委嘱又は任命された委員である者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日をもって満了するものとする。

附 則（平成8年3月27日条例第16号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月30日条例第5号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月27日条例第1号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年9月29日条例第30号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際、現にこの条例による改正前のそれぞれの条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づく委員である者（次項に定める者を除く。）は、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定に基づく委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、改正前の条例の規定による任期の残任期間とする。
- 3 この条例の施行の日の前日において、改正前の条例の規定に基づく委員である者のうち市議会議員及び市の職員のうちから委嘱されたものの任期は、当該委員の任期を定めた改正前の条例の規定にかかわらずその日に満了する。

附 則（平成20年3月26日条例第2号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月18日条例第8号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日条例第1号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月15日条例第3号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日条例第6号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月22日条例第2号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

倉 人 政 第 7 9 号
令和 8 年 7 月 22 日

倉吉市あらゆる差別をなくする審議会会長 様

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例について（諮問）

倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする審議会条例第 2 条の規定により倉吉市人権尊重のまちづくりに関する重要事項を審議するため、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

「倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」の見直しについて

2 諮問理由

本市では、昭和 63 年 9 月に基本的人権の尊重と人間平等の基盤の確立を目指して「人権尊重都市」を宣言して以降、平成 6 年の「倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」の制定をはじめ、平成 8 年から現在まで 7 次にわたり「倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」の策定と改訂を重ねながら、人権教育・啓発施策に関する取組を推進してきました。

このような長年にわたる取組にも関わらず、差別や人権侵害は依然として存在しており、近年では、インターネット上の人権侵害が深刻化するなど、新たな人権課題が生じています。鳥取県では、SNS の普及等を背景にインターネット上での誹謗中傷や差別的な情報発信による人権侵害が深刻化している状況に対応するため、「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」を改正され、令和 8 年 1 月 25 日から、差別を許さない社会の実現に向けた新たな取組が進められています。

本市としても、制定から数十年を経た「倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」が、インターネット上を含むあらゆる差別や人権侵害の解消に向けた取組を推進していくため、条例の内容を改めて精査することが必要であると考えます。

このような、鳥取県の新たな取組や社会情勢の変化に対応していくことができる人権条例の基本的考え方について、貴審議会の意見を求めます。

■今後のスケジュール（案）

	時 期	内 容
①	7 月	倉吉市あらゆる差別をなくする審議会（諮問）
②	7 月	議会へ情報提供（諮問内容・スケジュール）
③	8 月～9 月	パブリックコメント（条例改正案）※30 日間 関係団体への情報提供及び意見聴取
④	10 月	倉吉市あらゆる差別をなくする審議会（答申）
⑤	12 月	<u>12 月議会：条例改正案の上程</u>
⑥	1 月～3 月	周知期間（2 月号市報・市ウェブサイト等）
⑦	4 月	<u>改正条例施行：令和 9 年 4 日 1 日</u>

※パブリックコメントは、オープンクエスチョン（賛否の選択質問ではなく、意見を求める）方式とする。